

岐阜県ソーシャルワーカー協会 2026年度 第2回研修会

1. 趣旨

令和 8 年度診療報酬改定および「医療ソーシャルワーカーの業務指針」の改定を受け、現場のソーシャルワーカーにはより高度な専門性と多角的な視点が求められています。本研修では、最新の制度動向を正確に把握するとともに、日々の実践における「やり切った事例」や「悩んでいる事例」を、異なる構成のグループ間で二度共有・検討します。多様な視点からフィードバックを得ることで、専門職としての資質向上を図り、会員相互の強固なネットワークを構築することを目的とします。

2. 開催概要

※13 時 30 分まで同会場で岐阜県ソーシャルワーカー協会 2026 年度総会が開催されています。研修のみの参加の方は 13 時半以降に会場へ入室いただきますようお願いいたします。

日時：2026 年 6 月 28 日（日）

研修会：14：00～16：30（受付：13：30～）

懇親会：17：00～（予定）

会場：岐阜シティタワー43 3階 まなびる一む

岐阜市橋本町 2-52

J R 岐阜駅徒歩 3 分（2 階歩行者用デッキで直結）

※WEB での参加はありません。車の方は各自で駐車料をご負担願います。

3. 研修内容

【14：00～14：40】

テーマ：制度・指針の理解とアップデート

1. 令和 8 年度診療報酬改定における SW 関連事項の解説（20 分）
2. 改定「医療ソーシャルワーカーの業務指針」と行動指針の要点（20 分）

【14：50～16：30】

テーマ：実践事例の多角的共有と交流

1. ワーク①（14：50～15：25）
→アイスブレイク：グループ内自己紹介（5～10 分）
→事例共有ディスカッション：「やり切った事例」、「悩んだ事例」etc の共有
2. メンバー入れ替え（15：25～15：30）
→別構成のグループへ移動
3. ワーク②（15：30～16：05）
→アイスブレイク：新グループ内自己紹介（5～10 分）
→事例共有ディスカッション：「やり切った事例」、「悩んだ事例」etc の共有（再編成）

4. 懇親会

17 時から会場近くの飲食店で実施予定（参加費 5,000 円を当日徴収いたします）

5. 参加対象者

■岐阜県ソーシャルワーカー協会 会員

■愛知県 MSW 協会 会員 ・三重県 MSW 協会 会員 ・静岡県 MSW 協会 会員

■その他

6. 参加申込

次のQRコードから6月20日（土）までにお申し込みください。
「岐阜県ソーシャルワーカー協会」のホームページからお申込みいただけます。



7. 参加費

■岐阜県ソーシャルワーカー協会、愛知県MSW協会・三重県MSW協会・静岡県MSW協会 会員：無料

岐阜県ソーシャルワーカー協会の会員は、6月20日（土）までに2026年度の会費5,000円を下記の口座に振り込んでください。

■上記以外の参加者（非会員）：2,000円

6月20日（土）までに研修会参加費2,000円を下記の口座に振り込んでください。
※非会員の方の参加も歓迎しますが、岐阜県ソーシャルワーカー協会の充実・進展等のためにもぜひ会員になっていただきたいと思ひます。

■振込先

十六銀行（銀行番号0153） 白鳥支店〈しろとりしてん〉（店番261）

普通預金：1287279

受取人名：（社）岐阜県ソーシャルワーカー協会

シャ）ギフケンソーシャルワーカーキョウカイ

※申し訳ございませんが、振込手数料は会員の方でご負担願ひます

※振り込む際は、振込者がわかるように、次のように振込ください。

「氏名、所属」（例）タケヤマオサム ケンソウゴウイリョウ

8. 問合せ・申込等

岐阜県ソーシャルワーカー協会 事務局

岐阜県総合医療センター 地域医療連携部 武山 修

電話：058-246-1111 PHS：8420

※不在の場合は後日連絡しますので、氏名等を電話交換士にお伝えください。